## 第131号議案

足立区地域体育館の指定管理者の指定について 上記の議案を提出する。

令和2年12月2日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区地域体育館の指定管理者の指定について 足立区地域体育館の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区中央	東京都足立区足立四丁目28番10号	令和3年4月1日から
本町体育館	ヤオキン商事株式会社	令和8年3月31日まで
	代表取締役 伊藤 治光	
足立区東和	東京都千代田区神田神保町二丁目30	令和3年4月1日から
体育館	番地	令和8年3月31日まで
	みんなでつくるあだちの未来共同	
	事業体	
	代表団体	
	株式会社小学館集英社プロダクシ	
	ョン	
	代表取締役 都築 伸一郎	
足立区佐野	東京都足立区千住河原町9番7号	令和3年4月1日から
体育館	株式会社グランディオサービス	令和8年3月31日まで
	代表取締役 林 秀樹	
足立区江北	東京都足立区江北一丁目33番22号	令和3年4月1日から
体育館	株式会社ティー・エム・エンター	令和8年3月31日まで
	プライズ	
	代表取締役 川名 康仁	

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区興本	東京都足立区江北一丁目33番22号	令和3年4月1日から
体育館	株式会社ティー・エム・エンター	令和8年3月31日まで
	プライズ	
	代表取締役 川名 康仁	
足立区伊興	東京都足立区千住河原町9番7号	令和3年4月1日から
体育館	株式会社グランディオサービス	令和8年3月31日まで
	代表取締役 林 秀樹	
足立区鹿浜	東京都足立区足立四丁目28番10号	令和3年4月1日から
体育館	ヤオキン商事株式会社	令和8年3月31日まで
	代表取締役 伊藤 治光	

## (提案理由)

地域体育館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、この案を提出いたします。